

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による令和元年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和元年8月7日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

## 定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 総合政策部 国際&経営政策課, 人事育成課
- 2 監査実施日 令和元年6月27日(木)
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成30年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 表 靖二
- 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料, 関係する管理資料, 申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め, 事務局職員により, その内容の照合, 検算, 通査等の予備監査を行った。

また, 監査当日は, 総合政策部長ほか関係職員の同席の下, 所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに, 質疑を交わした。

### 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が, 関係法令に基づき適正かつ効率的, 合理的に行われているかを主眼として, 監査を実施した。

監査の主な着眼点は, 次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 行政文書は適正に管理されているか。
- (7) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

### 8 監査の結果

予算執行状況, 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び過年度指摘事項の項目については, おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上におたる注意事項については, 監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

### 9 監査の結果に添える意見

#### <国際&経営政策課>

2023年春の北陸新幹線小松開業に向け, 利用者目線で広域的に取り組みながら, 小松駅・小松空港の一体性・利便性を更に高めるとともに, 開業効果を最大限に活かし, 自動運転サービスの導入など, 新しい交流の時代にふさわしいまちづくりを目指されたい。

#### <人事育成課>

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え, 近年の民間企業の採用拡大により職員採用試験への応募人数は減少傾向にある。採用条件の多様化や魅力的な職場環境の整備など一層の工夫をし, 就職先としてより選ばれる小松市となることを期待する。